

「利尻礼文サロベツ国立公園の特別地域内において許可を受けなければ採取し、又は損傷してはならない高山植物その他これに類する植物を指定する件」(案)  
 の指定に関するパブリックコメントの実施結果

意見番号	意見	件数	対応方針
1 指定植物の選定について	<p>&lt;意見内容&gt;                      ミズバショウ、ナナカマド類は一般的に道北で見られるものであり、牧草地内でも生えている。これらを取り除くことが罰せられるのか。イネ科も一般的に同定できないものもあるが、故意でなくても刈ってしまったら罰せられるのであれば、国立公園での活動をするなど言うのと同じである。                      普通に見られるものや一般的にわからないものの指定は反対である。</p>	1	<p>ミズバショウ、ナナカマド類が指定植物に指定された場合、自然公園法第20条第3項の規定により、特別地域において当該種の採取及び損傷をした場合は違反となる可能性があります。ただし、今回のご指摘を踏まえ、牧草地内にも広く生育しているミズバショウ及びタカネナナカマドは指定植物から除外いたします。</p> <p>なお、イネ科草本は人為の改変がなされた場所には通常生育しない希少種を選定していることから、そのまま指定いたします。</p>